

令和元年

南三陸町議会会議録

第8回定例会	12月10日	開	会
	12月17日	閉	会

南三陸町議会

令和元年 12 月 16 日（月曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

令和元年12月16日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐兼 總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第5号

令和元年12月16日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第122号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第123号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第124号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第125号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第126号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第127号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第128号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第129号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第130号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第131号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第132号 業務委託変更契約の締結について
- 第13 議案第133号 町道路線の認定について
- 第14 議案第134号 町道路線の変更について
- 第15 議案第135号 町道路線の変更について
- 第16 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第138号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日も定例会であります。議員は奮起と勇気が大事であります。活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第122号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第122号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第122号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度稲淵漁港物揚場工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第122号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、5ページをごらんください。

工事名、令和元年度稲淵漁港物揚場工事。

工事場所は、南三陸町歌津字館浜地先、稲淵漁港内です。

工事概要は、平成30年度稲淵漁港物揚場工事に続き、物揚げ場延長68メートルのうち、物揚げ場護岸を直立消波ブロック 2 段積みで延長39.7メートル及び物揚げ場の側面、取りつけ護岸を重力式擁壁で延長22.2メートル整備するものです。あわせて、物揚げ場前面の漁港内を水深2メートルにしゅんせつするとともに、物揚げ場背後に臨港道路幅員5メートル、延長106メートルを整備いたします。

入札は、令和元年11月6日、制限つき一般競争入札で行いました。

入札参加者は、記載の1社です。

入札の執行状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から令和2年3月31日までです。

7ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

6ページは工事平面図です。青の着色が物揚げ場、緑の着色が臨港道路、水色の斜線の表示が水深2メートルにしゅんせつする区域です。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第122号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第123号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第123号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度伊里前小学校屋内運動場改築工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議

会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第123号、工事請負契約の変更について細部説明を申し上げます。

本工事につきましては、6月定例議会におきまして工事請負契約の締結のご決定をいただいております。6月18日に本契約を締結してございます。現在の工事進捗率は50%となっております。

今回の変更につきましては2点ございます。1点目が、どんちょうの増工工事、2点目が消費税改正に伴う増という内容でございます。

議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

本工事に伴いまして、ステージに幕が必要でございますけれども、約10種類の幕が必要となっております。予算の関係上、前回の工事の中には含まれておりませんでしたので、改めて今回変更契約ということで増にするものでございます。この部分につきましては、消費税抜きで315万円の増となります。消費税を込みますと346万5,000円でございます。

そのほかに、消費税が10月1日付で改正になってございまして、前回の契約では8%の計上のみでございましたので、2%相当額を今回増額させていただきます。636万円ほどの増ということで、合わせまして3億5,326万5,000円の工事費ということになります。

10ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願い申し上げたいと思います。

それから、9ページがイメージ図でございまして、このたび増工する部分の幕でございます。それぞれご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。1点お伺いいたします。

この資料を見ますと、ステージの上に幕が四、五枚出てくるわけですが、それに伴って今これが追加でなっておりますけれども、ステージの幅というものは当初のままなのか、前のステージと比べてどのぐらい幅があるのか。というのは、これをするに、いいことなんですけれども、一々隠れてステージを模様がえするということが、手間が省けていい考え

なんですけれども、伴ってこの幅も必要になってくるので、その辺はいかがなのかお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ステージの幅につきましては既存のものと変わりませんし、幕についても既存の体育館にあったものと同じものでございますので、外見上も実寸もほとんど変わらないということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 新しいイメージ図を見ると、今までよりも一幕、二幕ぐらい多くなっているのかなと思われまして使い勝手がいいかと思われましてけれども、その辺の確認だったんです、利用するのに。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この伊里前小学校だけではなくて、町内7校の学校、多分同じような仕様だと思います。

まずもって一文字幕、校章がついています。一番上に、長さが1メートルちょっとなんですけれども、それを一文字幕と申します。これはどこの学校にもついてございます。

それから、源氏幕。ステージの一番前に来る袖幕のことです。これも各学校についてございます。

それから、いわゆるどんちょうですね。左右に開け閉めできるどんちょう。

それから、中幕ということで、ちょうどステージ中間に一つの幕がございまして。後ろで準備しながら、前面で演技ができるというものでございまして。

それから、一番最後にバック幕というのがございまして、例えば、いろんな劇とか演劇をやるときに役者さんが、本来であれば奈落といいますかステージの底を、下を移動できればいいんですが、そうも限らないときはそのバック幕の後ろで移動ができる、またはバック幕の後ろに何か背景を設置、演技しながら背景ができるというために必要になってきます。

それから、かすみ幕というのが1、2ございまして。これは、天井の上に照明、さまざまな機器がございまして、それが客席から見えないように隠すものでありまして、いずれこの幕、10種類ございましてけれども、現在も他の学校においても同じようなものが設置されておりますので、仕様の的には同じでございます。ですから、新築の体育館、既存の体育館と外見上は何ら変わりありませんし、機能的にも特に変化はございません。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。1点だけ伺いたいと思います。

先ほどの課長の説明で、9ページの図から幕に校章が出ているという、そういう説明がありました。そこで伺いたいのは、今回幕の分340万、以前の学校ですと源氏幕というあたりにどこかの会社の名前があつて寄贈されたようなあれもあつたんですが、昨今こういったことはなじむのなじまないのか。そこで、今回この幕に対してどこかで寄附したいというような申し出等なかったのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 校章につきましては、このどんちょうに購入費用といいますが、この中に含まれております。

それから、寄贈の関係でございませけれども、当てにはしておりませんでしたので、当初から工事の中でどんちょうを購入して設置をするというつもりでございましたし、このようになってございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） おはようございます。

この舞台で何か映画であるとか動画とかあるいはパワーポイントでの資料を投影すると、プロジェクターを使って投影することがあろうかと思ひます。その場合に、このバック幕に投影させるのかなと思ひますが、ちょっと9ページの写真を見ると縦じまでしま模様がついていて、うまく投影できるのかどうかちょっとわからないのと、あと、8ページと9ページ、色合いを見ますと、ちょっとこれはプリンターの関係かもしれないですけれども、色が濃かったり薄かったり微妙に違ひっていて、なるべく投影するスクリーンとしては白色に近いほうがいいのかなと思ひますが、何か投影する場合、このバック幕に投影するのかあるいはそのバック幕の裏に白い壁があつてそこに投影するのか。どんな感じでイメージされていませしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 本来は一番最後の幕、 Horizont幕ということで、今議員がおっしゃるように投影用の幕をつけるのが一般的だろうと思ひてございませ。ただ、いろんな経費、それから利用頻度を考えた場合、そこまで必要ないだろうということで、もしそういうことがあれば、バック幕の一番最後の壁にそういう映像とか、あとは照明の効果を上げるために使うようになると思ひます。今回のバック幕につきましてはこのように波打ったひだひだがついていませるので、当然画像等は多分使えないう状況でございませるので、ご理解を願ひ

いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

この関連になりますけれども、この議案が提出された際に、この改築の理由あるいはこれに類するような、後々建設しなければならないそういうものに対して質問をしたところ、歌津のもう一つの学校においても今後改築のニュアンスがあったようなわけではありますが、今回、この台風19号の被害によりまして改築の方向性に影響があるかないか、その辺の説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 6月の議会のときに、そうですね、町長のほうから地域の皆様に喜んでいただけるようにしっかり検討していきますという類いの答弁だったような記憶をしておりますので、この次の施設の整備の検討につきましては順次内部で今やっているというところでございます。

また、台風によるそういった後への影響というものは、現時点ではございません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 当初内部で検討しているような方向で滞らないように進めていただきたいとは思いますが、現場と申しますか、学校あるいは父兄の間では財源的な心配をさせられるような説明等々があったようなことも話しているようでございます。ですから、間違いなく進めていただくよう行っていただきたいなど、そのように思いますが、今後のその予定と申しますか、計画等、今現在でわかる範囲でお願いしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 現在、来年度の予算を編成作業中でありまして、その中で、その取り扱いにつきまして政策サイドと確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。あんだべかねえんだべか。（「なし」の声あり）

これより議案第123号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第124号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第124号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度南三陸町立小中学校空調設備設置工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第124号の細部説明を申し上げます。

今回の変更につきましては消費税の改定に伴う部分のみでございまして、消費税抜きで2億6,500万円の工事で行ったので、その2%に相当する530万円を増額とするものでございます。

なお、工事につきましては小中学校7校合わせて115台のエアコンを設置する工事でございますが、エアコン、それからそれに伴う諸施設につきましては既に設置を終了してございます。現在はその動作確認という段階に来ておりますので、間もなく完成になるかと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第125号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第125号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第125号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、14ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津、石浜漁港内です。

また、本年3月の変更契約で追加いたしました陸閘の浮体式起伏ゲートの製作は、他の漁港分も含め同時期に集中し、当時の見込みよりおくれるため、工期を令和3年3月19日までといたします。

12ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

石浜平棚防潮堤工事につきまして、現地精査の結果、被覆ブロックや側溝などの数量が変更となることで、1,300万円の増額。

平棚船揚場について、地元との調整の結果、滑り材の設置延長が増となることで、1,900万円の増額。

今年度、平棚臨港道路と平棚用地の事業化が認められましたことにより、本工事に新たに追加することで、それぞれ800万円、1500万円の増額。

以上、合計5,800万円の増額です。

13ページは工事平面図です。各施設や施工箇所的位置などをご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10

番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 1つ確認をさせていただきたいと思いますが、平棚の工事現場、これは震災前からいろいろとやってきておるわけですが、これを請け負っている業者も現在同じ業者なのですが、この工事をする際に使用した町道がかなり傷んできております。途中、いろいろと修復しながらやってきているんだろうと思いますが、当時、工事が終わった際には業者の責任において整備するんだというような話も聞いておったんですが、その辺あたり、どのように進捗しているか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地元の皆様には工事用道路として町道等を使わせていただくなど、いろいろとご不便あるいはご迷惑をおかけしているかと思っております。ただいま議員ご指摘のとおり、工事が終了いたしました時点で、そういった道路等の復旧につきましては責任を持って対応させていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 修復する際には、相当この上部といいますか、この上のほうまで大型車がいろいろ通行して傷んできておりますので、一部分ではなくて全面的にやる必要があるかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事で使用させていただいた区間、これにつきましては責任を持って対応させていただきます。あとは現地を確認させていただきまして、あわせてその時点で復旧等あるいは修復等行うような必要がある箇所につきましては、別途、町のほうで対応させていただきたいと考えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ここだけではなくて、工事をする際に使用した町道の修復、以前からいろいろと意見が出ておったようですが、先般の中央要望の際に、2年度中に町道の修復も含まれているような、そんな話を耳にしたんですが、その後そのような、国といいますか県といいますか、そのような通達というか情報等など入ってきておりませんか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 復興事業に伴い損傷した道路についての復旧といいますか、補修については交付金の中で認められている部分もございまして、この根拠とすれば、道路法の中に、道路を損傷した場合は損傷した方に直していただくと、簡単に言えばそういう規定がござい

ます。復興、要は防集団地が多分大きいと思うんですが、大分残土を地区外に運搬をしてございます。当然、当初、道路計画をするときに想定した台数をはるかに超えるものが通行してございますので、そこが原因であれば、その事業の中で補修をしていただくと。ただ、問題なのが、町の防集団地造成事業以外の交通も多々ございますので、犯人を捜すという言葉は悪いんですが、犯人捜しをして、それを確定できた部分のみ国は認めていると。でございますので、そういうところは今予定をしてございます。

ただ、石浜について、非常に申し上げにくいんですが、震災前から実はかなり傷みがあったと。当然、平棚の工事が始まる前も結構クラックが発生していると。業者も養生しながら使っていたと。ただ、余りにもひどいので、地域貢献といいますか、地域の皆様にご協力をいただきながら工事をしているので、その部分は企業としても応援をしたいという申し入れがございまして、当然、全て企業、全てが町ということではございませんので、いずれ工事が終了した段階で、それぞれ地元の皆さんも含めながら、道路点検をしながら、全面打ちかえがいいのかオーバーレイがいいのか、その辺も含めて協議する必要があると考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2点ほどお伺いいたします。

1点目はこの平棚のほうなんですけれども、平棚地区、来年からワカメの節が始まるわけなんですけれども、その工事に支障がなく、地元民と工事の整合性をとってやっているのかお伺いいたします。

それともう一点は石浜の漁港のほうなんですけれども、船揚げ場のほうで、2号避難道路として階段工数量の増とありますけれども、今までのものが何段で不足で、幾らを追加するのか、そしてまたそれがこの段数で確実に上まで避難できる工事に完成できるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 石浜漁港に限らず、地元の皆様がこの漁港を使用する際、当然工事等調整が必要になってまいります。ご指摘のような、例えばワカメの作業の繁忙期等につきましては、当然調整をさせていただきながら、地元の皆様のご利用を優先で工事は進めてまいりたいと考えております。

それから、石浜地区の避難路の階段工でございますが、延長で約24メートル追加いたします。これによりまして、所定の高さ、場所まで避難路を確保することになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この地区はワカメで1年間の生計を立てているといっても過言でないぐらい、ワカメの節には忙しくなる地域ですので、特に地元の業者さんなので、その辺は抜かりないと思われかもしれませんが、なおそこは注意して進めていただきたいと思います。

それから、24メートルの避難道の確保ということなんですけれども、大変申しわけないんですけれども、この図面でいうと階段の避難道の位置が、道路がグリーンということで、見えづらいんですけれども、もう一度この場所を。

あと、今までこの設計、これで24メートルなんですけれども、今までは何メートルあったのか。増額と、階段工の数量の増とありますけれども、その辺のご説明をもう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 避難路の延長といたしましては181.7メートルを計上しておりましたので、追加分24メートルということでご理解いただきたいと思います。

（「場所」の声あり）

場所ですか。場所につきましては、13ページの工事平面図の中で、下部に黄色でちょっと帯を着色しております。この辺りが避難路の施工箇所ということになります。

○議長（三浦清人君） 今、3回目。まだあるの。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この漁集施設という黄色いところだと思うんですけれども、これ、現地を毎日見ているわけではないんですけれども、かなりの高低差のある崖っ縁と、私的に、個人的に言うところになると崖っ縁になっているところなのかなと推察されますけれども、避難道としてここを上へ上がって、上までこの24メートルで届くのか。上がどういう、避難しても大丈夫なようになっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほどもご説明いたしましたように、避難路自体の延長は当初の設計におきまして180メートル余りを計上しておりました。さらに今回24メートルを追加することにより、全体といたしましては約200メートル強の避難路となります。したがって、今議員ご指摘のようにかなり急な崖といえますか、急な施工箇所になりますが、ここは階段でもって避難していただくということでございます。漁集用地として整備しております避難道につきましては、基本、歩いてあるいは駆け上っていただくということが前提になっておりますので、結構急な坂あるいは階段等の整備ということになってまいり

ます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この間、戸倉のカキ部会のほうで祝賀会があって、私も参加しました。

そのときに漁民の方に聞かれたんですが、今後町のほうで防潮堤整備が進む中であって、今、前者が防潮堤の階段ということで説明を受けられましたが、この防潮堤に階段をつくる基準というのはあるんでしょうか。とりあえず漁港から防潮堤を超えて背後地に行く場合の、そういう基準というのがあったら教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 従前のようないわゆる人が操作する横引きのスライドゲート、こういった場合はあらかじめ、例えば高潮、それから津波等の襲来が予測される場合は、事前にゲートを閉めることとなります。したがって、そういったときにはゲートを閉められてしまいますと、海側から内陸側に向けていわゆる徒歩等での避難の経路が確保できなくなりますので、そういった場合には、通常、陸側付近に階段等を整備していたかと思います。

しかし、今回、南三陸町におきましては陸側部分のいわゆるゲートにつきましては起伏式の、いわゆる海面の上昇に伴いましてゲートが立ち上がってくるということでございますので、いわゆる高潮あるいは津波等の襲来時になって初めてゲートが閉められることとなります。したがって、それまでの間は常にゲートは開いた状態となりますので、その陸側部分から避難していただくということで、特に階段を設ける必要はございません。ただし、定期点検等で人為的にそのゲートを閉めてしまうことがございます。そういったときに、漁港をご利用の方々が防潮堤を超えて行き来をしたいという場合もあろうかと思っておりますので、管理用の階段ということになりますが、陸側付近に今後も階段を整備していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 志津川地区の袖浜にも立派な、すばらしい堤防ができましたが、あそこですと陸側という、例えば水が上がってきたときに、高潮が来たときに上がり下がりするような物はないんですが、基本的に袖浜を見た場合に階段が3カ所設置されています。そして、あと高台にある道路もあります。そういった堤防が、今後やっぱり地区地区に出てくると思っておりますが、全てが階段をつくるというような方向で防潮堤を整備するということではないのかなというような話を、この間、漁民の方に聞きました。そして、漁民の方が、高齢となり

車が運転できないとか、狭い高台に上る道路に集中した場合に、そこで渋滞が発生した場合が心配なので、徒歩で上がる階段もやっぱり整備してほしいというような漁民、住民の希望があった場合は、町のほうでそれに対応してくれるのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど車で避難されるというようなご意見、ご指摘がございましたが、基本的に今回のいわゆる漁業集落整備機能強化事業で整備いたします避難道といいますのは、漁港直近の山ですとかあるいは小高い所への避難ということですので、先ほど申しましたように車での避難ということを前提に整備するものではございません。いわゆる避難路につきましては。ただ、それ以外のいわゆる旧の集落内の町道とかあるいは臨港道路、こういったものにつきましては必要に応じて集落機能強化事業でもちまして拡幅整備等は行っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 南三陸町内の防潮堤の設計というのは大体もう決まって、これからこういった議決案件として出てきて工事が始まると思うのですが、そういった中で、うちのほうの堤防は階段がないんだというような話も聞きます。できれば、漁民、そして地域住民が海で生活するのにぜひここに階段をつけてほしいというときには、私は町民の希望にこたえられるような防潮堤整備でなくてはいけないと思います。後でといった場合にはやっぱりできないので、防潮堤をつくるときに階段も一緒に整備する。それは住民、漁民の希望に沿った形で町にはお願いしたいと思いますが、このような希望があった場合には町として応えられるのでしょうか。最後にお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現場を預かります立場といたしましては、まずはお話はお伺いさせていただきます。ただし、条件、状況によりまして、全てにお応えできるというのはこの場では確約はできません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第125号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第126号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第126号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第126号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、17ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津、館浜漁港内です。

また、先ほどの議案第125号と同様、本年3月の変更契約で追加いたしました陸閘の浮体式起伏ゲートの製作が当時の見込みよりおくれるため、工期を令和3年3月19日までといたします。

15ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

防潮堤工事につきまして、現地精査の結果、既設構造物の取り壊し及び撤去の数量の増、工事の支障となります電柱の移設本数の増及び工事のための仮設道路を追加施工することにより、2,500万円の増額。

取付道路について、現地精査の結果、ガードレールと補強土壁工の数量が減となることにより、3,700万円の減額。

以上、合計1,200万円の減額です。

16ページは工事平面図です。各施設や施工箇所的位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この現場は現在通行どめでやっている現場だと思われまふけれども、この館浜の魚竜化石が奥のほうにあるわけですけれども、この工事に伴ってその影響というものがあるのかないのか。これは令和3年、来年、再来年までの工事だと思われまふけれども、その辺の關係をお伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 参事はちょっと地元のほうがあまり詳しくないところがございますので、私のほうから。

いずれ漁港を使いながらこの工事をさせていただき予定でございます。ですので、そこは業者と、それから地元の方と協議しながら、必要な（聴取不能）については順次確保していくということになるかと思ひます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第126号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第127号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第127号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第127号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、20ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川、細浦漁港内です。

18ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6143号防潮堤工事について、支持地盤が当初の計画より深く、地盤改良範囲がふえることおよび函渠工、砂止工、洗堀防止工を追加することにより、2億3,400万円の増額。同じく水門・陸閘工につきまして、水門のゲート形式をフラップ式に変えることにより、4,300万円の増額。

査定番号6064号西田物揚場について、防舷材の劣化が激しく再利用できないことが判明いたしましたので、500万円の増額です。

以上、合計2億8,100万円の増額です。

19ページは工事平面図です。各施設や施工箇所的位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

18ページ、査定番号6143の先ほど説明があったんですけども、2億3,400万、これの内訳というか、もしおわかりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、先ほど申しました地盤改良の施工範囲が増加することによりまして、約2億3,400万円の増額です。それから、それ以外に……、失礼しました。地盤改良の範囲の増加によります増額は、2億1,200万円でございます。

それから、先ほどもご説明いたしました函渠工、これはいわゆる水を流すためのボックスカルバートになりますが、延長約26メートルで、1,600万円の増額です。（「一千何ぼ」の声あり）1,600万円。（「前のやつの土地地盤……」の声あり）地盤改良範囲の増によります増額は、2億1,200万円。（「それさ。そして今のやつは……」の声あり）2億3,400万円は間違

いでございました。全体、合計額 2 億 3,400 万円でございますので、その内訳ということで、地盤改良工の増加によりますのが約 2 億 1,200 万円、それから函渠工を追加したことによりまして 1,600 万円、砂止堤を追加したことによりまして 200 万円の増加、洗堀防止工を追加したことによりまして約 400 万円の増加。以上、合計 2 億 3,400 万円の増加ということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9 番（今野雄紀君） 再度、もう一回だけ伺いたいと思います。

その地盤改良 2 億 1,200 万、範囲はどれぐらいなのか、そこだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 範囲といたしましては、19 ページ、施工平面図をごらんいただきまして、赤く着色しておりますのが防潮堤の施工場所でございます。そのうち、右側から中央にかけて幅広く赤く着色しておりますが、この辺りが大体地盤改良工の対象範囲となります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9 番（今野雄紀君） 今の説明であれしたんですけれども、範囲という、平米とかではあらわせるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 平方メートルですか。面積といいますか、当然、防潮堤の堤体の下部でございますので、そうですね、これが延長が全体で 500 メートルほどのうち、地盤改良を必要とします延長は約 300 メートル強、350 メートルほど必要になってまいります。例えば堤体の幅が 10 メートルといたしますと、約 3,500 平方メートル。当然、地盤改良でございますので、いわゆる鉛直方向、深さのほうかどの深さまで地盤改良を施すかということが重要になってまいります。大体このあたりですと深さ的には約 10 メートルほど地盤改良を施すことになってまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7 番及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） 1 点ほどお伺いいたします。

前者に引き続きまして、第 1 回の変更をかけて、今回は第 2 回目の変更なんですけれども、地盤改良範囲が増加するという事なんですけれども、1 回目でその辺はわからなかったのか。2 億という額は、これはかなりの額の増額なんですけれども、設計する段階なのか、今ここで工事する段階に来ていますけれども、地盤改良が増額になりますよということは、ど

この段階でこれが見えてくるのか。ちょっと私素人なものですからその辺はわからないんですけども、1回目でそれがわからなかったのか。なぜ、今ここに来てまた2億も出して増額しなければならなかったのか。その要因はどこにあったのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の地盤改良につきましては、先ほども申しましたが平面的な増加ではございませんで、深さ、いわゆる地盤改良を施す深さが当初の設計、想定よりも約2メートル余り深く改良を施す必要があると判明いたしましたので、増工、増額になるものでございます。

また、そういったことが判明する時期でございますが、当工におきましては、まずは西田物揚場のほうの工事を先行いたしておりました。その後、防潮堤本体に取りかかっておるわけでございますが、請け負った業者といたしましては、地盤改良、かなりの高額の施工になってまいりますので、資材の調達等のこともございますので、あらかじめ業者が独自に調査のボーリングをいたしまして施工範囲というものを確定しておるところでございます。したがって、第1回変更時点ではまだこの地盤改良工に着手しておりませんでした。今回地盤改良工に着手するに当たり、請負業者が調査ボーリングを行った結果、当初設計よりも深いところまで改良を施す必要があると判明いたしましたので、国、県とも協議の上、このように変更するものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私の素人考えなんですけれども、設計の段階でそこまでして設計しなければ見えるものも見えてこないのではないかと思いますけれども、工事、ここ細浦だけでなく、では全体的に地盤が工事する瀬戸際になってそれが見えてくるものなのか。その辺ちょっと腑に落ちないんですけれども、どういうわけかご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる調査設計段階で、当然地面よりも下の話ですので、調査ボーリングを行わないと下のことは見えないというか、わかりません。したがって、事前に調査ボーリングをやっておりますが、おおむね100メートルないし200メートルに1カ所というような割合で、設計段階ではそういうボーリングをやっております。ただ、ここはいわゆる地盤改良ということで、土の中にセメントのようなものを混ぜ込んで地盤を強化する施工を行っておりますが、それ以外にもいわゆるくいを打設するような箇所もございます。そういったときには、やはりくいの長さを決めたり、あるいはこの現場のよ

うに改良範囲を特定するために、やはり請け負った業者の方々は追加のボーリングをより密に調査を行って、施工の範囲というものを決めた上で工事に係るとというのが通例でございますので、なかなか調査設計段階では十分にわからなかったことも施工段階で明らかになるというのは、工事を進めていく上では多々あることでございます。できるだけそういったことがないように事前の調査ができておればいいわけなんですけど、十分に行われない場合も多々あるとご理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何千万もという設計料をかけて工事するわけですので、我々は皆国民が復興税を納めていますけれども、復興だから復興だからと、そういうふうに目を今後とも光らせて、なるべく最小の経費で最大の効果を上げるといようなことを考えていただきながら進めてもらいたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第127号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

6番佐藤正明君より退席の申し出がありましたので、許可いたします。

日程第8 議案第128号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第128号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第128号工事請負変更契約の締結について

ご説明申し上げます。

本案は、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第128号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、23ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川、清水漁港内です。

また、桜川河口付近の堤防の法線が従前のものから変更され、堤外地に国及び南三陸町の土地が残ることになり、それらと導流堤計画の整合を図るため関係機関との協議に時間を要しましたことから、工期を1年延ばし、令和3年3月19日までといたします。

21ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6144号防潮堤工事について、現地精査の結果、地盤改良範囲がふえること、堤体の盛り土材を購入土から流用土に変えることにより、4,300万円の増額。同じく、水路の施工時に排水処理をポンプによる強制排水にすることにより、400万円の増額です。

漁業集落防災機能強化事業の避難路整備工事について、避難先と見込んでいました区域が急傾斜地危険区域であることが確認されたため、計画を見直すこととし、400万円の減額です。

以上、合計4,300万円の増額です。

22ページは工事平面図です。各施設や施工箇所的位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 査定番号6144、また防潮堤の工事について伺いたいと思います。

地盤改良工事ということで、さきの議案でもあったんですけども、大金かかるようなんですが、ここには増額分と減額分しかないの、それぞれの金額がおわかりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、地盤改良工につきましては、地盤改良のボリューム、体積が4万7,200立方メートルから5万1,500立方メートルに、約4,300立方メートルふえることによりまして、9,600万円の増額です。

それから、先ほどもご説明いたしました堤体で利用いたします土を購入度から流用土に変更することによりまして、全体体積約2万6,200立方メートル分につきましては、約1億1,600万円の減額となります。

それ以外にも階段工が1カ所ふえます。それは先ほどご説明いたしました漁業集落防災機能強化事業におきまして、避難路の工事を廃工、取りやめることによります。そのかわりといまして、防潮堤を駆け上がるができるように階段を1カ所整備いたします。そういったことによりまして、約1,700万円の増額となります。それ以外にも、基礎捨て石等々のボリュームがふえましたことにより、1,700万円の増額。合わせまして、全体で、防潮堤工事につきましては4,300万円の増額となっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかったんですけども、購入土について伺いたいと思います。

それで、流用土と購入土の違いというか、普通、何ていうんですか、いっぱいある、高野会館の前にあるようなあいったやつは、もし使うとなると購入土になるのか流用土になるのか、その違いを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回南三陸町におきましては、いわゆる集団移転事業でもって山を削って高台を造成してということで、かなりな量の土が発生しております。できる限り防潮堤工事等につきましてはそういった土を利用するという事になってまいりますが、当初設計におきましてはどれぐらい利用できるか、また流用土と申しましても全ての土がそのまま使えるという保障はございません。土の性質によりましては改良を加えて強度が増すような、そういった加工作業も必要になってまいります。そうなりますと、必ずしも購入土、新しい土を買ってくるよりも、流用土、他の現場で発生した土を使う場合が高くなるといったことも考えられます。といったことから、今回防潮堤工事におきましてすべからず当初設計では購入土でもって設計しております。現場近くで他の現場で発生した土が仮置き等されておきまして、それらが無理なく使えるということが判明した時点で流用土に切りかえているというところがございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その流用土に対してわかりましたけれども、今回こういった21ページの議案なんですけれども、やはり1億以上の増減があるので、変更かもしくは金額の欄にそれを明記するべきだと思うんですけれども、今後こういったことができるのかどうか伺ってみたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今後できる限りわかりやすく皆様方に情報提供するという観点から、しかるべく対応させていただくようにいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。2点ほどお伺いします。

1点は関連なんですけれども、現在の志津川にかかっている橋ができておりますけれども、防潮堤などの関係で多分開通が遅れていると思われるんですけれども、その辺の内容と、多分荒砥、そちら方面に行く人たちが旧清水小学校、そちらのほうを回っていかなければいけないような状況で、大分不便を来させている状況でございます。それが1点と、それから取りつけ道路ですね。もちろん防潮堤が終わっていないんですけれども、あそこを変則的にアップダウン、上がったりがったりして荒砥に通じる道路ができていますけれども、あれは今後漁港ができれば、防潮堤ができればあの高さが変更になるのか、あのままで、現道でいくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県道につきましてはあれで完成ということでございますので、県道の縦断計画が大きく変わることはないものと思われまます。

大変申しわけありません、1点目の橋の位置がちょっとわからないものですから、大変恐縮ですが位置等……清水ですか。清水の橋。（「清水の」の声あり）いや、通行は可能となっておりますけれども。なっています。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 済みません、ちょっと1点確認させていただきたいんですが、22ページの平面図で、左下に赤色で防潮堤、青色で漁港施設、緑色で道路とあるんですが、その下に黄色で、文字がちょっと読めないんですけれども、これは何て書いてあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 大変失礼いたしました。漁業集落防災機能強化事業ということで、いわゆる黄色で着色しておりますのは水産関連用地として、いわゆる漁

集事業でもって整備するところでございます。今後気をつけます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第128号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

6番佐藤正明君が着席しております。

日程第9 議案第129号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第9、議案第129号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第129号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第129号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、26ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉字折立地内外でございます。

24ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6150号防潮堤工事について、設計どおりの工法では抜けないかたい地層が現地で確認されたことから、地盤改良工法を変更することにより、6億2,600万円の増額。

新設の防潮堤工事について、被覆ブロックを現場打ちから工場製品に変えることにより、4,200万円の増額です。

以上、合計6億6,800万円の増額です。

25ページは工事平面図です。各施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 動議と申しますか、今回この案件、前にも折立の防潮堤で十何億という変更の案件がありました。今回もこの20億相当の防潮堤、約30%ぐらいの6億もの増額です。議会としてこの議案、現地確認をして、しっかりした審議をお願いしたいと思います。お取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ただいま現地を確認したいという動議がありまして、賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

それでは、現地を見ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。

よって、現地を調査いたします。その間、暫時休憩いたします。再開は終わり次第になります。

午前11時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第129号の質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

ただいま現地を確認に行ってきました。そういう中で、現実、状況というものが、我々の中に岩盤があったということで、それがあのかたと見に行ったわけですが、それがなくて、議決前に工事が進められているということに驚きを覚えてきました。そういうことがあってはならないのではないかなと思われましますが、ここに議員必携、議員必携には、議会が持つ2つの使命、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると議員必携にありましたけれども、それを考えると、やはりこの事実ということは遺憾だなと思うわけです。その内容ということは急ぐからだというような言いわけでしたけれども、急ぐ気持ちはわかりませんが、復興事業をしているということで。その辺の事実が、議会の承認を得ないでやっていたというところ、もう一度ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ただいまのご指摘、そのとおりでございます。

全くもって私どもの不手際といいますか、先走ってしまったということが、今回、議会軽視のそしりを受けることに発展してしまいまして、まことに申しわけございませんでした。

ただ、私どもの気持ちといたしましては、議員ご指摘のとおり、何とか工期内におさめたいというその一心でございます。また、今回地盤改良機、一度返しますと、次回また機械を調達するのに相当な時間を要するということもございましたので、今回は私の判断でこの現場を進めたということで、全くもって申しわけございませんでした。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、町内では至る所で防潮堤工事をしておりますけれども、そのほかにもこういう事例があるのかなと疑わざるを得なくなりますけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の設計変更の中でもご説明いたしましたいわゆる変更理由といたしまして、現地調査、現地精査の結果、数量の異動、変更があったので、金額の異動が生じると。こういったことにつきましては、まことに申しわけありませんが、最終の出来高精算のときというようなことで現場が先行することもございます。ただ、

それ以外の大きな変更につきましては従来の災害復旧事業の手順に従いまして、まずは国、県との協議を調べて、それから現場を施工していくという、これは遵守しております。したがって、事の大小により使い分けをすることがあるというのが現実ということで、この記載につきましてはご了承いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、この6億2,000万の、先ほど私たち現地調査したんですけれども、あんまりさほどの距離もなく、そういったところに6億2,000万という工事内容、その機械リース初めいろいろあるんでしょうけれども、その内容をもしおわかりでしたら、大雑把なところでもよろしいですので伺いたいと思います。

あともう一点、今回のこの案件に関して、先ほど同僚議員も言ったんですけれども、26ページのこの仮契約書が出ているんですけれども、これは仮契約書のままでいいのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、仮契約書の何ですか。

○9番（今野雄紀君） 工事が済んでいて、仮契約書が……（「はっきりはっきり、聞こえない」の声あり）先ほど現地調査をいたしましたら、ほぼほぼ工事が完了しているということだったので、今回この26ページの仮契約書というのはどういう趣というか、スタンスなのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、6億2,000万の工事内容ということでございますが、全て地盤改良に6億2,000万、当初設計よりも余計に必要なということがございます。その地盤改良の内容につきましては現地でもご説明いたしました、現地に穴をあけながら、その現地の土と、それからいわゆる改良剤、雑駁に言いますとセメントのような物をまぜながら地盤を改良していくという、そういう工事内容でございます。

それから、現地が進んでいながら仮契約書という、どういうことかというご指摘ですが、これは原契約の内容と現地、これから施工、既に一部施工しておりますが、その施工する内容が異なりますので、改めてこれから進めていこうとしている設計内容に基づいた契約を結び直すというのが今回の変更契約、議会のご承認をいただく前の仮契約という、そういう位置づけでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今説明があったんですけれども、穴をあけながらというこの6億2,000万の具体の、機械リースが幾らとかそういったやつは出せているのか。そこのところをお話伺ったんですが。工事内容は先ほど現地に行って、担当の方からもう説明いただきましたので。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当然、設計に基づいた、施工方法に基づいた工事積算はしております。ただ、手元に積算書がございませんので、そういった詳しい内訳ということになりますと、少々お時間をいただいて、また積算書を持ってまいります。

○議長（三浦清人君） 参事、すぐにその積算書は取り寄せることができますか。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 事務所にございます。

○議長（三浦清人君） では、暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） それでは、地盤改良の金額ということでございます。

当初は、ちょっと専門的な用語を使いますが、CDM工法という、いわゆる地盤改良工法を設計では使っておりました。その際の金額は4億8,200万円ございました。今回かたい層が見つかったということで、エポコラムタフという施工方法を使っております。一部、そのエポコラムタフでも抜けない層がございますので、そこにつきましては別途、折立右岸と同様にオールケーシング工法という補助工法を用いながら当初設計のCDM工法で施工するというので、その二通りの施工方法を採用しておりますが、それらの合計金額が8億2,700万円ということでございます。差額約3億4,500万円ございます。これに諸経費を足し込みますと、今回お示ししておりますような6億余りという、そういう増額になるというものでございます。それ以外にも機械の運搬・組み立て・解体と、こういった費用もございますが、これはさすがに億とまではいかななくて、約数百万円の金額は発生しているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長より説明があったんですけども、8億幾らかかって、それで6億幾らのあれが出たんですけども、その工法というのは1つのパッケージみたいになっているのか、普通は機械のリース代だとか、何かまぜるセメント代だとか原材料費とか、あと働く人の人件費だとか、そういった部分があると思うんですけども、このトータル、工法は教えていただいたんですが、もう少し詳しく。何せ先ほど見たところでも、何ていうんですか、それなりの広さのところだったので、もう少し詳しく伺いたいと思います。もし伺えるのであれば。いろいろ入札関係でまずいというのであれば大丈夫ですけども。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地盤改良のその深さによってそれぞれ施工単価というのが微妙に変わってまいりますので、一例でご説明申し上げます。

今回行います人件費といたしまして、土木一般世話役特殊作業員、普通作業員、こういった方が地盤改良1本当たり約0.8人必要になります。これらの合計金額が約1,800円ほどになります。失礼しました、1万8,000円、人件費が1万8,000円。それから、先ほども申しました地盤改良材といたしましてはセメントを現地の土とまぜ合わせますので、それが1本当たり約2.45トン必要になりまして、その金額が約2万8,000円。それから機械、いわゆる機械の運転費、これが1本当たり約14万円で、それ以外にも先ほど申しましたセメントをまぜ合わせるといったことで、いわゆる小さなプラントをそこに持ってまいりますので、その運転経費が1本当たり約1万6,000円となります。それ以外に、いわゆる現場での諸雑費ということで、それらが、これはおおむね今申しましたような人件費、ですから、施工機械の経費の約30%を計上しておりますので、それが約5万円ということになります。それがおおむねの内訳ということになります。（「議長」の声あり）

○議長（三浦清人君） はい。

○9番（今野雄紀君） 今、単価あれしたんですけども、私……

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、その単価を伺ったんですけども、実際トータルでかかった金額というのは多分その本数を掛ければわかるんですが、この場ではその掛けた資料のある金額は伝えられるのか、伝えられないのか。もし伝えられるのであれば、そのトータルの金額を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 申しわけございません、昨今の積算資料と申し

ますのは、その地盤改良1本当たり幾らという内訳はございますが、先ほどご指摘のとおり、あとはその施工数量を掛け合わせて金額を出しておりますので、計算しろとおっしゃるのであれば10分少々お時間をいただいたら計算してお伝えしますが、今申しましたのがおおむねの機械、人件費、それから資材等々の内訳ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、その計算わかりましたので、具体的本数だけ伺っておきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） トータルで申しますと約2,200本でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「反対討論」の声あり）討論。（「はい」の声あり）

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 129号の議案に対して反対の立場から討論させていただきます。

先ほど現地調査した際にそのようなことが起きまして、前議員の必携の中にも批判、監視という言葉が出てきました。我々はこの執行部を監視する役目にあります。と同時に、今月に入ってから私と、議員もそうなんでしょうけれども、ボーナスをもらって云々かんぬん、いろんなことを言われています。もちろん住民の方たちから、逆に私たちは監視をされております。今回、現地調査によってこのような形が出ましたので、復興工事云々、当然課長は大変な思いで進めていると思います。今回の現地調査に行かせていただいた議長に感謝しながら、本129号提出の時期に関してのみ反対させていただきます。

これで反対の討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 討論が出た場合はなるべく賛成討論もしたいなと思っておりますので、私は賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

議案第129号を否決するということがどういうことかというのを、議員の各位にはお考えいただきたいと、その一言で済むことでもあるのかなという気持ちもいたしますけれども、監視、批判というものは議会の権能として必要な部分でもございますが、その前段に正しく批判するということがあると思います。防潮堤ができないことで直接的に損害を被るのは紛れもなく町民であろうと思いますので、私は第129号は原案どおり可決すべきと考えます。

○議長（三浦清人君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第129号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） よろしいです。

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第130号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第130号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第130号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第130号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、29ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉、津の宮漁港内です。

また、現場に隣接いたします水産加工場から、カキやワカメの加工作業の繁忙期となります。秋から春にかけて、午前中の工事自粛の申し入れがあり、工期を1年延ばし、令和2年12月18日までといたします。

27ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6152号並びに新設の防潮堤工事について、生コンクリート供給プラントであります戸倉地区生コンクリート仮設プラントの事業終了に伴い、いわゆる復興生コンから通常の生コンクリートに変更したことにより、9,700万円の減額となります。

28ページは工事平面図です。各施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今の説明、この復興生コンと通常生コンのその内容というか、比較を説明願います。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 復興生コンは、いわゆる災害復旧工事で大量の生コンクリートを使用することから、それまでのプラントでは数が足りないと、供給量が足りないということで、生コン業者の皆様と宮城県とが相談した上で緊急的に期間を区切ってそういうプラントをつくったと聞いております。したがって、期間限定となりますので、そのプラントの設置費用等々も踏まえた形で、生コンクリートの供給単価がかなり通常の生コンクリートプラントからの供給される額に比べると高くなっていたというものでございます。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） こういう切りかえができるのであれば、今後も安い通常のものを使えば、あと安く仕上がらないんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと時間が前になりますけれども、震災当時、各地区で復興事業で生コンを大量に使うということが想定されておりました。しかしながら、既存の生コンのプラントだけでは当然賄いきれないので、時間的な部分もございまして、もし可能であれば県外または地区外からもということで、いろいろ県内、県庁も含めて相談をしていたんですが、どうしても無理があるということで、当地方ですと戸倉、それから本吉の二十一浜、それから気仙沼市の大島に臨時のプラントをつくりました。これは一般市場に供給するものではなくて、特定の指定をされた工事のみ供給ということでございます。ですから、プラントをつくる前に工事場所の指定がございました。その中で、プラントに一番近いこともありまして、当町では津ノ宮漁港の防潮堤の復旧工事には使うということで、プラントの完成してから閉めるまでの間の全体の供給量が設定されてございます。多分1カ所4億円ほどプラントの設置にかかったと思われましたので、それを単純に供給量で割り込んだのが単価でございまして、通常ベースより1立米当たり2万円前後高いものとなっております。

これは当初の設置する契約の中で、町の工事は津ノ宮漁港にのみ供給することになってい
ますので、今回の工事に当たりまして、当初から復興プラントを使った単価を使わせていた
いでいます。ただ、残念ながら当初予定したよりも工期が長くなったものですから、プラン
トの設置期限を過ぎてしまったわけですね。なので、ここは通常のプラントから、時間はか
かっても供給いただいて工事を進めざるを得なくなったということがございますので、その
分の差額が、既に使った分からこの残工事の分の差額分だけ減額させていただくというこ
とになりましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第130号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第131号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第131号工事請負変更契約の締結についてを議題といた
します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第131号工事請負変更契約の締結について
ご説明申し上げます。

本案は、平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三
陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決
に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第131号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、32ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事。

工事場所は、南三陸町戸倉、藤浜漁港内です。

また、工事中の漁港への侵入確保のため地元から仮設道路整備の要望をいただき、その施工のため工期を3カ月延ばし、令和2年3月27日までといたします。

30ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

防潮堤工事につきまして、被覆ブロックを現場打ちから工場製品に変更することにより、3,000万円の増額。仮設道路を新たに施工することにより、1,300万円の増額。

以上、合計4,300万円の増額です。

31ページは工事平面図です。各施設、施工箇所的位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑に入りましたけれども、ないということですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第132号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第132号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第132号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において進めている志津川復興拠点連絡道路等整備事業他業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第132号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち2の33ページ、34ページをごらんください。

平成25年11月、独立行政法人都市再生機構と委託契約を結び業務を進めてまいりました志津川復興拠点連絡道路等整備業務に関し、今般、事業完了に伴う事業費の精算をしたいため、議会の議決に付すものであります。

確定契約ということであります。

既決の契約金額から3億3,533万2,872円を減額するものであります。

なお、本業務委託期間は来年3月31日までといたしておりますが、現場の工事は今月までに完了いたしております。

復興拠点連絡道路は、志津川地区に整備した高台の3団地を結ぶ町道として、車道幅員7メートル、施工延長2,360メートルの路線を整備。また、高台避難道路については新しい志津川市街地と志津川東団地エリアを結ぶ町道として、車道幅員8メートル、施工延長635メートルの路線を整備したものであります。

本業務に関しましては皆様篤にご承知のとおり、車道部分が完成した工区から順次引き渡しを受けまして、供用を開始してきております。連絡道路に関しましては、国道45号から志中大橋までの区間を平成29年1月から供用開始。その後、平成30年4月には東団地から国道45号までの区間の供用を開始。最終的に本年4月、西団地から国道398号までの区間の供用を開始しております。高台避難道路につきましては、昨年4月から供用を開始しております。

変更契約の減額の要因についてであります。まず工事費の減額1億1,500万円についてであります。これは設計・施工一括発注方式、いわゆるCM方式を採用している性格上、当初及びその後の変更契約においては、各契約時点における各公共機関が調査・公表している労務単価や資材価格等をベースとして、将来的な労務費や資材価格等をデフレーター、価格上昇率の推計値ですね、これを用いて推計し計算した上で概算価格をはじき出し、委託費概算額として契約してきたというものでございます。

今般、業務完了に際し、実際にCMJVが下請け業者と契約し支払った工事費の額が原契約で想定した概算額よりも約1億1,500万円ほど下回った、言いかえれば、物価高騰による影響額が予想を下回ったということでございます。ちなみに、原契約における物価高騰による影響につきましましては、当初契約時、平成25年時を100とした場合、平成31年度、令和元年度です

ね、までの加重平均でプラス13.9%ほどの影響があるのではないかと見込んでおりましたが、今般、精算額からひもといてみますと、その影響額、上昇率はプラスの10.4%程度に収まったものと考えられます。

次に、諸経費1億8,500万円の減についてであります。前回の変更契約では、昨年12月でございますが、工期を2年間延伸したことに伴いまして、CMJVの経費、施工体制確保の費用及び安全費、共通仮設費などを、それまでの実績等をもとに増額いたしております。その経費率を87%ほどと見込んでおりました。今回、工事完了に伴い、実際にCMJVが要した経費や下請け業者への支払額をもとに精算したところ、諸経費率は79%程度でありました。想定よりも8%、8ポイントほど実際にかかった諸経費の額が低かったことから、今回、その分を減額するというものでございます。

なお、具体の減額の内容といたしましては、CMJVとのマネジメントに関する費用、いわゆる人件費の減や専門業者の事務所費や工事車両運搬費等の管理費の減あるいは誘導員の減などです。

3点目、調査設計費の減、3,500万円の減についてであります。これはURが行っている工事費の積算業務費用の減、そして測量、くい打ちといった業務に関し、実績に照らし減額。さらに、UR経費に関しまして実事業に照らし減額。そして、団地の流末施設整備費の減などで、都合3,500万円の減というものでございます。

これ以外にも変更要素はございましたが、これらの変更要因も加味し精算した結果といたしまして、3億3,533万円余りの減額ということでございます。

35ページ、36ページには変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 1点確認させていただきます。

高台移転とか市街地の整備、次々精算の終わったところもあれば、まだ終わっていないところもあろうかと思いますが、この市街地整備とか高台移転するときに、沼田地区であるとか、あと、ちょっと私全部までは把握していませんが、城場地区だったりとか、個人の家庭の、要は家屋とか個人の資産に当たるものに影響を及ぼしてはいけないということで、事前に家屋調査をして、工事が完了後にもう一度照らし合わせて、何か影響を及ぼした場合は補償しますみたいなお話があったと思いますけれども、その事例としてその影響が出たみたいな

話というのは実際はございますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 1番議員がおっしゃるとおりでございます。工事エリアに近接している家屋につきましては、基本的に事前に説明をした上で家屋調査をさせていただいて、ほぼその隣接のエリアの工事が終わった段階で事後の調査ということで対応しておるところでございます。具体にといった部分につきましては、今のところ確定的なところはないんですけれども、ただ数も結構ありますので、例えばちょっとクラック入ったようなんだけどもとかという部分については、当然調査をいたしまして、必要に応じてその所有者様とお話をした上で、いわゆる補償というような対応をとらせていただいております。全くゼロかという、今ちょっと頭の中では数件はそういう対応をとらせていただいたところはあるなと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） この調査をするときに、個人のおうちによってはプライベートの見られたくないところまで、詳細に結構きちんと調査していただいているという思いをしながらも、了解を得てやられたと思うんですけれども、そこまでしていただいたので、何かあれば最後まできちんとやっていただきたいと思えますし、それも含めて精算に入るんですよ。であれば、そこまでしっかりお願いしたいと思えます。お願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず工事がおおむね完了した段階で、調査したいと思うんですけども調査は必要ですかという投げかけをいたします。調査は要らないですと、不要ですという方に対してはいたしません。ただ、ちょっと見てほしいわと、見てほしいんですけどもという場合はしっかりと丁寧に確認をさせていただくということでございます。ただ、当然プライベートな空間でございますので、そこに常識的な配慮は当然必要だと思っております。

あと、これまで東団地とあと西団地につきまして、団地の業務委託契約について完了ということでございますが、まだ中央団地については残っております。あと、市街地の部分も工事の確定契約がまだでございますので、そういった中で丁寧に対応していければなと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かこの高台の復興道路に関してお聞きしたいと思います。

この道路の整備に関しては、高台の人たちの、例えば学校とか、あと地域間の交流の中でやっぱり道路が整備されたと思うんですが、どうしてもこの道路整備に関しては上り下りがあると。そういったことを考えていくと、高齢者にとっては結構なかなか大変な問題だと思うんですけども、こういった道路の地形に関して、町というか町民のほうから何か苦情みたいなものはあるでしょうか。

そして、沼田地区に当たっては、沼田の集会所の前の交差点があるんですけども、あそここの交差点の停止線が奥まったところにあって、警察署のほうの取り締まりがあって、あそこで結構一時停止違反ということで捕まったりしているんですが、そういった状況を考えていくと、道路の設計の計画に関してちょっとその辺、落ち度があったのではないかなというような気がします。

初めに、高齢者の足の対策として、この道路を利用する方にどういった対策をとっているのか。あと交通事情に関しては上り下りの凍結、そういった事故が今まで発生したことがあるのか。その辺、お知らせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 確かに勾配は、高低差がございます。ただ、これは起終点といえますか、例えば今議員のご質問、ご指摘がありました沼田のふれあいセンターのあたりが一番東の団地が高いのかなと。ただ、一方で国道45号のあたりが一番低いのかなと。要は起終点が決まっている中で、本当に緩い団地を結ぶ道路というのはなかなかできかねるということと言えるかと思えます。町といたしましては、当然道路構造令等に準拠いたしまして道路の縦断勾配も決定いたしておりますので、地形的にやはりこの上り坂、下り坂というのはある種やはり甘受しなければいけない部分なのかなとは、僭越ですけれども、思っております。

あと、苦情とかはということなんですけれども、当課に直接的な苦情はいただいておりませんが、確かに高齢者の方が買い物袋を提げて歩いているところを私も何度も見たことはございますので、全く声がないから全然オーケーだと思っているという認識ではないということはお伝えさせていただきます。

あと、一時停止の違反と、多分こちらのほうから行ってということかと思うんですけども、その部分につきましても、何もうちとして道路の設計の落ち度ではございません。連絡道路の直近に一時停止の線というふうにラインを引くということではなくて、若干下がった部分にということで、何らの問題もないというふうに考えております。

あと、凍結等の事故ということでございますけれども、まだできて数年でございますので、今後の部分はちょっとわからないんですけども、例えばスリップ等で重大事故が発生したということは今のところございません。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 高台と都市部を結ぶ高齢者の足というご質問でございましたが、東団地につきましては、ご存じのとおりBRT路線で中央団地の入り口あるいはさんさんの近くの志津川駅まで、25往復ほどですか、足としては確保されています。乗り合いバスにつきましても20便ぐらいがこの東団地付近に停車するというので、ほかの地域の方々から比べれば非常に利便性の高い足を確保されているという地区でございます。ただ、そうしても、そのような形になっても、足がない足がないというお話はよく聞きます。町とすれば、現在入谷地区で、先月ですか、立ち上がりましたカーシェアリング、そういった地域の支え合いのもとでドア・ツー・ドアの環境を作り出すのも一つの手なのかなということで、来年度以降、公営住宅などを、そういった試験的にカーシェアリングの組織を立ち上げてはどうかといったような部分も町としては少し考えていく予定となっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この道路に関しては、若い人たちは車の運転をするので結構便利に、高速に乗ったり、いろいろ利用しているようですが、やっぱり高齢者の方が自分たちの時間のサイクルの中で巡回バスとかBRTを使っていくには、やっぱり苦情が出る部分というか、箇所もあると思います。しかしながら、その辺はある程度住民の我慢も必要なのかなと。あと役場のほうでも周知して、とりあえずこういった方法がありますよとか、あとは支援員の方が聞いて何が不便ですかというような、高台に住む高齢者、そしてひとり暮らしの方の生活の確保のために、その心配を取り去ることも町のほうの仕事だと私は思います。高台横断道路、これに関しては、できたら便利という声が若い人たち、そして高台に住む人たちにとっては、そういった声がやっぱり多く聞かれます。そういった中で、東浜団地のほうは高齢者、東団地は高齢者が多いので、その辺は役場のほうでもその辺もうちょっと頑張って、いい対応をできればしてほしいと思います。とりあえずこれは災害公営住宅の皆さんの意見ですので、とりあえずそれをできるだけ不安を解消するような活動を、町としては今後も重々気配り、心配りをして改善していったほしいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけ私のからはお伺いいたします。

復興拠点連絡道路と高台避難道路2本、もう1本道路があると思うんですけれども、それは避難道路になっていないのかどうなのか。3本あると私は認識しております。そこで、前者も申し上げておりますけれども、3本目の道路は杉林に囲まれて、これから冬場は特に大変になっていますので、連絡道路だけではなくて、一番下の、ここには書いていないんですけれども、その辺の冬期利用の不便さが出てきますので、その辺も考慮をお願いします。

またそれが載っていないんですけれども、これは載せていないのかどうなのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 大変恐縮でございます。本業務はURに業務を委託しています。34ページ、この赤で着色した復興拠点連絡道路と高台避難道路の2路線でございます、大変恐縮でございます、もう一路線というのはちょっとわかりかねますので、教えていただければ何とか答弁いたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

この連絡道路が立派にできて、これにはないんですけれども、そこで伺いたいのは、西団地のできたところから田尻畑のほうに抜ける道路、今後そこをある程度通りやすくしておくと、生活の利便性がより確保できると思うんですけれども、当局としては今後この水尻川のほうまで抜ける道路の整備の必要性を感じているかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前からそうですし、現在もそうなのですが、建設課にいただく要望が一番多いのは当然道路整備でございます。いずれ要望をいただく路線については、当然必要性はあるということで皆さんご要望していただいていますし、我々もそうは思っているところがございます。ただ、問題はやはり限られた財源と人材がございますので、やはり緊急性ということで、やはり集中と選択をやらざるを得ないというのが実情でございます。あればいいなという思いは共有してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第133号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第133号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第133号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉長清水地区清水橋の完成に伴う新たな町道路線の認定について、道路法第8条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第133号の細部説明を申し上げます。

今、町長が申しあげましたとおり、長清水地区では長清水川のバック堤工事を実施してございます。このうち、右岸に清水寺、お寺さんと、もう1軒民家がございました。震災前はそれぞれ橋を有しておりまして、それぞれそこを利用して出入りをしていただいていたわけですが、今回バック堤の工事をするに当たりまして、その2本の橋の撤去が必要となりました。そこで県のほうでは、機能補償ということで橋を新たに設置したわけですが、橋の長さが50メートルを超えるという橋でございます。当然、個人では今後管理することはほぼ不可能ということでございまして、県とも協議いたしまして、この橋を含めた部分を町道として認定し、これまでどおりの通行を確保するという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 確認いたします。

この、どっちが起点か終点かわかりませんが、橋でストップしておりますが、その対岸に渡った、道路があつて、多分これは河川の部分の県が管理しているところだと思うんですけれ

ども、この辺が例えば決壊とかした場合は県がやることになるんですか。

それと、これを町道として組み入れていたほうがよいのかなという感じもするんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 右岸側の部分についてはバック堤の中を町といいますか、もし町道にすればですけれども、町が占用する形になります。底地はあくまでも県でございますので、今回橋まで町道認定をいたしますけれども、その大もとの部分の管理は県ということでございまして、大変恐縮なんですけど、もし路面等が傷んだ場合は、申しわけございませんが個人のほうで対応をお願いできればというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そこまで町道を延長するという事は不可能なことなんです。個人がするとなると大変だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、橋を渡ると左右に分かれて、右側がお寺さん、それから左側が個人の方ということになるかと思えます。非常に悩ましいんですけども、もし右側に行けば利用者はお寺だけと。お寺の参道を町が管理するのかということになるかと思えます。それから、左は1軒のための、この辺で言うジョノグズを町で管理をするのかということになりますので、できれば、町のほうの考えは橋までにとどめたいという考えでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第133号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第134号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第134号町道路線の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第134号町道路線の変更についてをご説明

申し上げます。

本案は、宮城県が施工する志津川道路改良工事の進捗に伴う町道路線の起終点の変更に関し、道路法第10条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第134号について細部説明を申し上げます。

変更になります路線は、汐見廻館前線でございます。震災前は国道398号から駅前を通って町道につながるという路線でございました。ご存知のように、震災後、それぞれ区画整理、それから公園整備によりましてルートが変更になってございます。

議案参考資料2冊のうちの2の40ページをお開き願いたいと思います。

非常に見にくい図面で恐縮でございますけれども、右側、下から上に伸びておりますのが国道398号でございます。今回、これまでの路線が青色で表示をさせていただいております。今回変更になる部分が赤で表示した部分でございます。本来であれば青の部分、そのまま真っすぐ右側に行きまして、国道398号に震災前は行ってございました。

前回の町道路線の見直しに当たりまして、既にバック堤の工事エリア、それから398号のエリアに入っている部分は廃道としてございます。その後、登米市側のほうから接続道路が完成いたしまして、その部分が赤色の部分になってございます。

41ページをお開き願いたいと思います。

もう少し大きい図面でご説明申し上げます。横長に見ていただければわかりますけれども、右から左に載っております部分が震災前の町道の部分、国道398号からちょうど真っすぐ駅前に抜けている部分でございます。現在ここの部分はなくなっておりますけれども、改めて新しい398号が登米市側にできてございます。398号との交差点を起点といたしまして、ちょうど切れていきますのが震災復興祈念公園の区域までを、区域の境界を終点とする区間について今回変更して、認定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

祈念公園の中に道路が1本できるというのとこの路線は全く別物なのか。祈念公園の中の道路、避難道というのはどの辺あたりにつくのか。ご教示お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 398号から終点まで行くと、ちょうど祈念公園の入り口に当たります。多分、そこに広い広場がありまして、JR敷地側を道路が走っていくんだらうと。直接対面に同じような道路は位置していないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、祈念公園の中の避難道路というのはこれ1本だけということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これは管理上の一つの制限がございまして、都市公園内に町道を認定することは不可能でございまして、あくまでも園路ということでの敷地内の道路の位置づけでございまして、あえて町道に認定する必要はないものというふうにご考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第134号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第135号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第135号町道路線の変更についてを議題といたします。
提出者の説明、町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第135号町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、町道スポーツ交流村線道路改良工事の完成に伴う町道路線の起終点の変更に関し、道路法第10条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第135号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料2冊のうち2の43ページをお開き願いたいと思います。

今回変更する理由なのでございますが、スポーツ交流村線の工事がおかげさまで終了してございます。このため、周辺の道路網の再見直しをするものでございます。

43ページは、東山団地1号線の変更を示したものでございます。大変見にくくて恐縮でございますが、これまでの団地1号線は青で示した部分になります。新しい団地1号線につきましては、東山中央線からこれまでの向かい側の交差点までの区間、約136メートルを認定するものでございます。

次ページ、44ページをお開き願いたいと思います。

これまでのスポーツ交流村線の起点につきましては、ちょうど役場の庁舎と郵便局の交差点のところから西側を左折いたしまして、病院の南側の職員駐車場の交差点までがこれまでのスポーツ交流村線で行ってまいりました。今回、工事によりスポーツ交流村線の起点を役場庁舎と病院、それから保健センターの付近の交差点にし、終点はこれまでどおりという形で管理をしやすいようにしております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第135号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時13分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第16 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第17 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第136号公の施設の指定管理者の指定について、日程第17、議案第137号公の施設の指定管理者の指定について、お諮りいたします。以上本2案は関

連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明、町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第136号公の施設の指定管理者の指定について並びに議案第137号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日からの5年間、南三陸町野営場並びに南三陸町神割観光プラザを管理する指定管理者を指定したいため、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明、企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第136号並びに議案第137号、指定管理者の指定について説明させていただきます。

最初に、私のほうからは選定経過などを説明し、業務の概要等につきましては商工観光課長より説明いたします。

議案関係参考資料45ページをごらんいただければと思います。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の能力を生かしつつ、サービス向上あるいは経費の削減などを図る目的で、公の施設の管理をゆだねる制度となっております。

本町では、この指定管理者制度を実施している公の施設は現在のところ6つの施設がございます。今年度で指定管理期間が満了となる野営場、そして神割観光プラザの2つの施設について、これまでと同様に効率的な管理を図る観点から、2つあわせて管理者を公募したものでございます。

選定に至る経過につきましては参考資料に記載のとおりでございますが、応募には1事業者がありました。審査につきましては、民間委員2名を含む10名で構成しております指定管理者審査委員会にて平等な利用の確保、経費的なメリット、地域振興への寄与までの8つの審査項目で審査をいたしまして一定の基準を満たしたことから、候補者として決定したものでございます。

なお、審査の結果につきましては、既にホームページで公表いたしております。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 引き続きまして、私のほうから指定管理の業務内容について細部説明をさせていただきます。

当該両施設につきましては平成18年度より指定管理者制度を導入いたしまして、今提案で3度目の更新となります。

企画課長よりご説明いたしましたとおり、新たな指定期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となります。現指定管理者である一般社団法人南三陸町観光協会を引き続き候補者としたいというものでございます。

指定管理の業務内容につきましては、野営場条例第4条並びに神割観光プラザ設置及び管理条例第4条の規定に基づきまして、主な業務として一般キャンプ場、オートキャンプ場、神割観光プラザを初め施設全体の維持管理を含む運營業務、キャンプ場施設、観光プラザ、多目的ホールの利用許可申請の受け付け及び許可並びに利用料金の収納業務、あわせて施設内にございます付帯施設となるシャワー料金等の収納業務を行ってございます。さらに観光案内業務などを行いまして、指定管理業務としているところでございます。

なお、現指定管理業務からの変更点はございません。また、指定管理者につきましては、神割キャンプ場が設置以来50年となります。神割観光プラザについては25年が経過しており、施設の老朽化が進む中であって、さらに屋外施設であるということもあり天候の影響を受けやすいといいながらも、インターネット、ホームページやSNSなどを活用した情報発信、準備不用で楽しめる手ぶらでキャンプなど、さらに自主事業でありますレストラン事業、地域イベントとの連携、参画など創意工夫をもって取り組んでいただいております、利用者も順調に推移しているところであります。

簡単ではございますが、私からの細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今、商工観光課長のほうからも説明がありましたが、利用者の推移、数ですね、利用者数の推移は順調に伸びているということでしたですけれども、何人ぐらい利用されているのか。年間で言っていたほうがいいのかもかもしれませんけれども。

それと、手ぶらでキャンプとかそういったアイデアもあるわけですが、またこの機会に何か新しいアイデアを出していただいて、神割崎一帯をますます活発に、もっと活発にさせていただきたいという思いがあるんですけども、観光協会は若い方が多いので、頭も柔軟な方だと思いますね。積極性もあると思います。ですからアイデアを出していただきたいんですけども、何かさらにイベントであるとか催し物をされる考えはあるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず利用の状況なんですけど、指定管理者となりまして、全体を通しまして年間大体1万5,000人平均で利用実績があるというような状況でずっと推移してきているという状況でございます。

やはりどうしても天候の影響を受けるという部分があって、一昨年あたりは夏場にちょっと雨が続きたりしたんですが、それでも同じぐらいの人数の利用実績があったということで、非常に情報発信が上手にできているのかなど、こちらとしては見ているところでございます。

なお、今後、来年度から新たな指定管理期間ということになりますので、今回ご決定を賜った後、詳細は当該業者と詰めていくということになりますが、非常にキャンプ場自体の可能性をいっぱい感じているようでございまして、議員からご質問があったとおり、いろんなイベントとのコラボであったり、またアウトドア志向というのが久しぶりに盛り上がっているという状況もありますので、そういったところと今度は連携を図りながら、基点として戸倉地域にそのにぎわいを広げていくような取り組みを今後考えたいと伺ってございますので、こちらでも連携を図りながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もキャンプ場をたまに友達と利用したりするんですけど、あんまり入っていないのかなというイメージがあります。そういった中で、管理委託でもって観光協会のほうに委託して、私は順調な動きはあると思うのですが、経営的な面を言えば、プラザの経営、そしてオートキャンプ場の経営、それは町で描いた目的、額とかその辺というのはクリアできているのでしょうか。その辺、まず聞きたいと思います。お願いします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 議員もご利用されているということですが、シーズンに入りますと週末はほぼ予約がいっぱいというような状況でございます。さらに最近はアウトドア志向の高まりも受けて、現在、キャンプ場自体は4月から11月が開設期間なんですけど、冬期の利用というのも大分見えてきているということで、昨年度あたりから試験的に冬期の利用も

開始しているというような状況でございます。あわせていろんなイベント等々も、コラボレーションもやったり、キャンプ場自体の感謝祭を開催したりとか、そこから利用の増につながるような取り組みをしているというような状況でございます。

なお、利用がふえてくれば、必然的に利用料金というのにも順調に推移してございます。さらに指定管理料につきましては、今の指定期間が始まる当時に、年度の管理上限を年間800万円と設定いたしまして、5年間で4,000万円の債務負担の設定をさせていただいているところでございますが、今年度、まだ年度途中でございますが、このままの推移でいきますと全体として3,560万円ぐらいで指定管理料がとどまるということでございますので、5年間の取り組みとして想定した上限額の1割程度の削減は図られたと感じております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 企画課長のほうから、管理委託制度のこれまでの取り組み、これが順調に推移しているんだと。私が管理委託というような制度の中で初めてかかわったのは、やっぱり今から8年前ぐらいで、やっぱり町の運営母体が各そういった団体にあるということで、なかなか町の職員だけでは補いきれないということで管理委託制度を始めた経緯があるとは思いますが、この管理委託制度、今後まだまだふえるような町の方の考えなのでしょうか。なぜかという、以前だと一般の商店の、会社をやっている方がプラザ、そしてオートキャンプ場、それを運営してこられました。そして、その方がやっぱり経営者の高齢化とともにやめて、どこかいけないかということで、私の感じる思いとしては観光協会が委託されてやったとは思いますが、なかなか地元の商店の勢いが、商店主の勢いが、こういった形で町が管理委託することによって、なかなか地元で大きい事業をする方がどんどんいなくなって、專業部署だけに動きがあって、それがどうしても町内のそういった組合とか、そういった団体、それを担うような形というのは、私は町的には弱体化しているんじゃないか、商店主が、それを強く感じます。そういった中で、観光協会がキャンプ場とかプラザとかを使って売り上げが上がっていったならば、町が整備して今キャンプ場を観光協会がやっているんですが、また別なような方法も考えていって、新しい人たちが働けるような形で、こういった団体ではなくて、個人が共同してできるような人たちに委託していくと、また新たな若い人たちの働き場となるのではないかと私は思うんです。だから、管理委託制度が悪いと言っているのではないんですけれども、もっと町から少し離れた状況の中で管理委託がどんどん進めばいいと思うんですけれども、町の傘下の中の団体がどうしても管理委託制度にかかり過ぎているのかなと私は思うんですが、その辺。

町長、これというのは、管理委託の制度の、町長が進めた考えの中に合致しているような今の管理委託の運営状況なのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の野営場も含めての管理委託ですが、先ほど商工観光課長も答弁していますが、我々が期待している以上の成果を発揮しているということですので、こういった管理委託ということについては我々としても一定の評価をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今後の指定管理の制度の導入する施設という部分のご質問でございましたのでご回答させていただきますが、これまでも議会の回答の中で、公民館に指定管理を導入したらどうかというお話をさせていただいております。ただ、公民館につきましては地域のいわゆるよりどころとなる施設でありますので、一民間事業者が来てどうのこうのというような、恐らくそういった施設ではないんだろうなということで、地域の方がより有効的に、効率的に使用できるような導入ができないか、現在も担当課も含めて検討しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 管理委託を受ける方、その辺はずっと、大体1者が決まるとその1者の中でずっとその管理委託を担っているということ。それは、やっぱりいろんな技術を覚えることによって新たなものに展開していくところはいいいんですが、新たな参入がなくなるということは、そういったことをやりたい、新たな考えを持っている、新たな技術・技能を持っている人たちの参入があればもっともっと発展する余地があると私は思うので、その辺が、今回のこの管理委託制度に手を挙げた方が多分1者かなとは思いますが、その辺、1者の中で議論していくと、今みたいないつも同じなんだけれどもそこに町の考えと観光協会の考えが合致してっていくんですけども、新たなものというのは私はできてこないのではないかなというような気がするんですけども、ちょっとその辺、町のほうでも一方づけるような方向ではなく、やっぱり募集をかけても参加できる人はもう限られた数しかないと、南三陸町にいる人とか。やっぱりそれでは新たな展開というのはなかなか難しいのかなと私は思うんですけども、その辺、最後をお願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回は結果的に1者しか、1事業者しか手を挙げなかったというこ

とで、逆に、先ほど町長が申し上げましたが、当町の指定管理を導入している5カ所、施設からすれば6施設なんです、その中でもいろんな利用者の数あるいは指定管理料が減額されているといったような状況を見ますと、町内でも秀でた管理をやっている事業者であるということは誰もが認めているところなのかなと。結果的にはそういったところに太刀打ちできるといいますか、競争できるような事業者の参画は今回見られませんでした、いずれこれからもまだまだ伸び代が期待できると思っておりますので、今後、5年後にまた同じように公募になるかどうかも含めて、その時点の判断にはなりますが、それなりの管理をやっておれば、何も2つの事業者で競争させればよいといったものでもないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

それでは、この選考経過の中で、課長の説明では審査委員会による候補者の選定で、10名の委員で選考されたというお話でしたけれども、その10名というのは最初、初年度に始めたときの選考委員さんと変わりがあるのかなかったのか。その辺が1点と、それから、この委託先は観光協会さんで、観光協会さんの職員数32名とありますけれども、町では観光協会さんにそのほかにも4,500万ほどの総体的でいろんな事業を委託されていますけれども、この4,000万の今回の委託料の中で、実績報告がどの程度上がってきているのか。実績報告がこの委託料の何割ぐらいで上がってきているのか、利益がどのぐらい出ているのか、その辺をお伺いします。

それから、やはり、先日実は十三浜回りして通ったときには、休みのせいもあって車もいられました。だから、最近は何回も期間を問わないで利用されているのかなと見てきましたけれども、自然豊かなこの南三陸町で、星空、今時間で夕方閉鎖していると思うんですけども、冬場は星がきれいなものですから、そういうふうな利活用を観光面にもっとしていけば、利用者がふえてくるのかなと思われまますので、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 前回の応募のときと委員の構成が変わっているかということですが、全体で10名のうち8名が町の職員になっています。委員長が副町長、副委員長が総務課長。あと、委員としまして当で職で保健福祉課長、農林水産課長、環境対策課長、総合支所長、生涯学習課長、そして企画課長といったような当で職でやっている部分はほとんど同じかと思えます。ただ、当然5年前と担当課の課長はほとんどメンバーが変わっているものと思われまます。

なお、民間の委員2名につきましては、森林組合の副組合長、それと商工会の事務局長と。この辺も5年前と変わったかどうか何とも言えませんが、いずれ職員の部分については、副町長以外は大方変わっているのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは職員数の関係でございますが、参考資料の45ページに職員数32名という記載がございますが、このうち、観光協会の常勤職員は17名でございます。うち、神割崎の指定管理にかかわる担当者は3名でございます。3名の職員をもって基本的には運営している。繁忙期と呼ばれる時期には、臨時職員であったりパート職員で対応しているというのが実情でございます。年度の指定管理料が大体700万ぐらいでずっと推移してきました、本年度は650万円という予算計上をさせていただいているというところでございます。このほかに、キャンプ場を利用しますと利用料が発生するんですが、大体指定管理を始めた当初は500万ぐらいだったんですが、昨年度は1,000万円に近い利用料金の収入があったということで、順調に推移してきているということで先ほども答弁させていただいたところでございます。

それから、まさしく12月から春先までの間というのが、キャンプ場自体は今は休みの期間ということが基本になるんですが、先ほどもちょっと答弁させていただいたんですが、やはりアウトドア志向の高まりと、それから道具関係の機能がだいぶよくなってきているという状況もあって、冬場でも十分キャンプを楽しめるという環境ができてきているという状況もあって、冬場も楽しみたいんだというようなニーズの声もやはり聞こえてきているということでございます。一方で、施設がやはり大分経年しているということもありまして、冬場ですと一番心配なのが水回りということになるんですが、そういったところも今後検討しながら、冬キャンプといったところも検討していきたいということで、昨年度あたりから年に数日、12月から3月までの間の土日で1日、2日限定で検証的にあけてみるというような取り組みをしていますので、今後通年を通した利用ということも次年度以降検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 年間650万以上にその1,000万という観光料が入ってきているということは、徐々にいいほうに推移しているのかなと思われまますので、それをもっと工夫して、先ほどのように夜でも自然観察ができる、そういう南三陸町のいいところをもっともっとPRして、冬場でもそういったものができていけるように、そういうものもやっていただきたいと

思います。

それから、震災前に神割崎でやっていた潮騒まつりというんですか、3日間やっておりました。すごくはやっておりましたね。人もにぎわって商店の出店者も多かったので、そういうことを引き続き来年度春からでもやっていけるといいなと思いますけれども、各海の物山の物、いろんな産物を持ってきて、そこで一堂に会してやっていくという方法が望ましいと思いますけれども、その点、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ゴールデンウィークの神割崎を楽しんでいただく仕掛け、催しの一つとして、おっしゃった潮騒まつりというのをやってございました。ご存知のとおり、震災後は神割崎も周辺施設に仮設住宅等を建設した経緯がございまして、その辺を配慮しながらこれまで運営してきたということでございますが、やはりそういった声もあって、数年前から潮騒まつりを復活させてございまして、今は南三陸町と、それから石巻市北上の業者の皆さんが任意で取り組みをしていただいているということでございますが、北上の支所とはその辺の連絡調整も当課のほうでしてございますので、今後またにぎわいづくりの一つとして取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

今回応募が1者ということだったんですけれども、応募はどのような形だったのか伺いたいと思います。そこで、以前ですと、当初は何者かあったんですけれども、今回1者ということとは、当局としてどうして1者だったのか、そういったところがおわかりでしたら。

2番目なんですけれども、最初、応募のときはプロポーザルでいろいろ、まるで役所の方が手伝ったような立派な、何ていうんですか、プロポーザルの申し込みで受かったみたいなんです。そこで伺いたいのは、今回、審査委員会で一定の基準を満たしてどのようなあれになったということですが、その一定の基準は以前のような努力目標のようなやつが当該業者から出たのか、そのところを伺っておきたいと思います。

あともう一点は、キャンプ始まって50年、そしてプラザができて25年という、そういう説明がありました。そこで、ログキャビンなんかも結構老朽化しているみたいなんです。そこでログキャビン等に関しては今後、課長が言ったように詳細を詰めていく段階で検討の余地があるのかどうか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初に応募による選考の中での一定の基準という部分でございますが、審査の項目自体は議案関係参考資料45ページの中段にあります8つの項目で審査を行っております。それぞれの項目の中で、6段階で評価してございます。配点も平等の確保が5点、公共性の維持が5点、効用の発揮20点、経費メリット20点、物的能力15点、人的能力15点、所管課の設定項目として10点、地域振興の関係が10点といったような配点をしてございまして、それぞれその中で6段階の採点を行っております。そのうち6割の点数、いわゆる全体で100点なんですけど、60点は問題がない程度という合格の一番下のラインと、そこを基準点としてございます。今回の観光協会さんにおかれましては、10人の平均が76.2点といったような結果になっております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 指定管理者の募集につきましては町のホームページと広報紙を使ってお知らせさせていただきまして、募集を本年の8月15日から開始させていただきまして、9月18日から9月30日までの間に応募していただくという内容で周知を図りました。

それから、ログキャビンにつきましても、議員お尋ねのとおり、確かに老朽化が著しいということもありますし、とはいえ実は人気も高いんですね。ということもございまして、今後いずれキャンプ場自体の整備というの、50年も経過しているということもございまして、改めて検討の余地があると感じてございますので、ログキャビンに限らず全体として検討を進めてまいりたいと当課では考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 次に伺いたいのは、課長、6段階等で説明があったんですけども、その基準となるものが何か資料が出ていたのかどうか。例えば実績報告なり、以前ですとこのような形で、地域の人と集客するとか、いろんな努力目標というか、やりたいあれが出ていたんですけども、今回そういったものが出ていたのか出ていないのか。例えば入り込み数とか、キャンプの収益状況の資料をもとに審査をしたのか、そこのところ、点数をつける上での根拠というか、根拠ではないんですけども、基準というか、参考になったものがあつたのかどうか伺っておきたいと思っております。

あとキャンプ場の利用なんですけれども、先ほど課長よりキャビンの人気が高いという、そういう答弁がありました。そこで、これは質疑なのであれなんですけれども、私などが思うには、今地域おこしでやっている、無印とか隈 研吾さんがつくっているボックスだといっぱい高いんですけども、当町の協力隊員がつくっているのはたしか150万弱ぐらいでだったら

出せるような、そういうことを取り組んでいるみたいなので、試験的といったらおかしいんですけども、そういったやつをでき得るならばコラボして置いておくのも、キャンプのテントだけではなくて、キャビンとテントの中間みたいな形の利用、行政がやるにはいろんな基準があるんでしょうけれども、そういったところに取り組んでいくのも一つの方向だと思うんですが、そういった点に関しても伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回の選考に当たっては、1事業者だからといって何か手を抜くわけではありませんし、当然、業者のプレゼンテーションを初め、資料としてはこれぐらいの厚みのある資料で今後5年間の収支計画、そういったものまで含めて提出の上、プレゼンの後には若干の質疑応答もございましたし、1者であろうが2者であろうがプロポーザルとしての選考の方法的には同じような形で実施した結果で、このような採点結果となっているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 議員お尋ねの内容につきましては、実はもう既に検討いただいている面もございますし、あとは例えばログキャビンのみならず、例えば熱源にペレットを活用できないかとか、地域おこし協力隊の皆さんとコラボレーションできるような事業展開というところも検討の一つとなっていますし、既に神割崎キャンプ場で行われているイベントでそういった取り組みをご紹介いただいたときもあったと記憶してございますので、可能な限りキャンプ場の利用の際に南三陸町の新たな魅力なんかも発信していけるというのは、非常に町のにぎわいづくりには重要だというふうに思っておりますので、その辺も今後は意を用いながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君、3回目です。

○9番（今野雄紀君） 3回目。

課長より先ほど審査するときの基準ということで、これほど厚いプレゼンの資料をちら見させていただいたんですけども、もしその概要版みたいなものがあつたら、私たちも今後の参考としていただける、今ではなくても後日でもいいんですけども、そういったことはできるのか。それができないときは、私が当課に行って個人的に見せていただきます。そこの検討をお願いしたいと思います。

あと、そのキャビンのあれはもう検討しているということなんですけれども、できれば、オートキャンプは今はやっているのかどうかかわからないですけども、あそこは海がたしか見

えましたっけ。海が見えるようでしたらそういった配置で、そういった部分にも広げていくと、利用がもっともっとふえるのではないかと思うので、そういったところもあれしていただきたいと思います。

あと、熱源としてペレットを使うという、そういう答弁がありましたけれども、昨今、何か丸太に切れ目を入れたやつ、スウェーデントーチとかというみたいですが、そういったやつも結構人気のようなので、いろんな方面で今後詳細を詰めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 概要版というお話でございましたが、概要版というものは作成して提出は求めてございませんので、計画書一式という形になるかと思うんですが、そこはあと担当課の商工観光課とご相談いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにないですね。（「なし」の声あり）

それでは質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、初めに議案第136号の討論ないですね。（「なし」の声あり）

それでは、議案第136号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第137号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日午後1時30分より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時52分 延会